

福島第一原発周辺自治体の 避難指示区域の復興動向

福島大学共生システム理工学研究科客員教授

河津賢澄

富岡町除染検証委員会委員長

大熊町除染検証委員会委員長

双葉町放射線等検証委員会副委員長

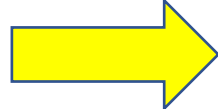
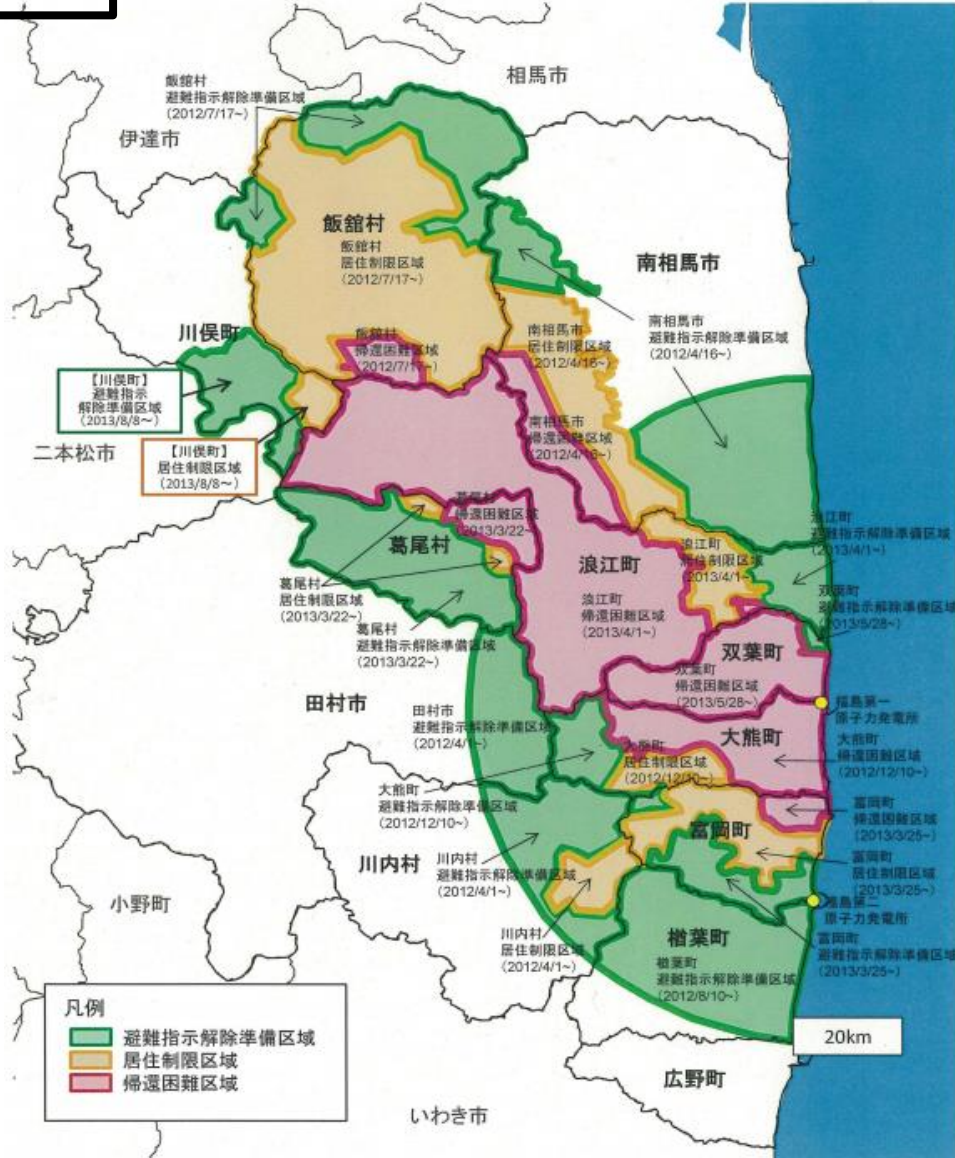
中間貯蔵環境安全委員会委員長

管理型処分場環境安全委員会委員長

避難指示区域の推移(1)

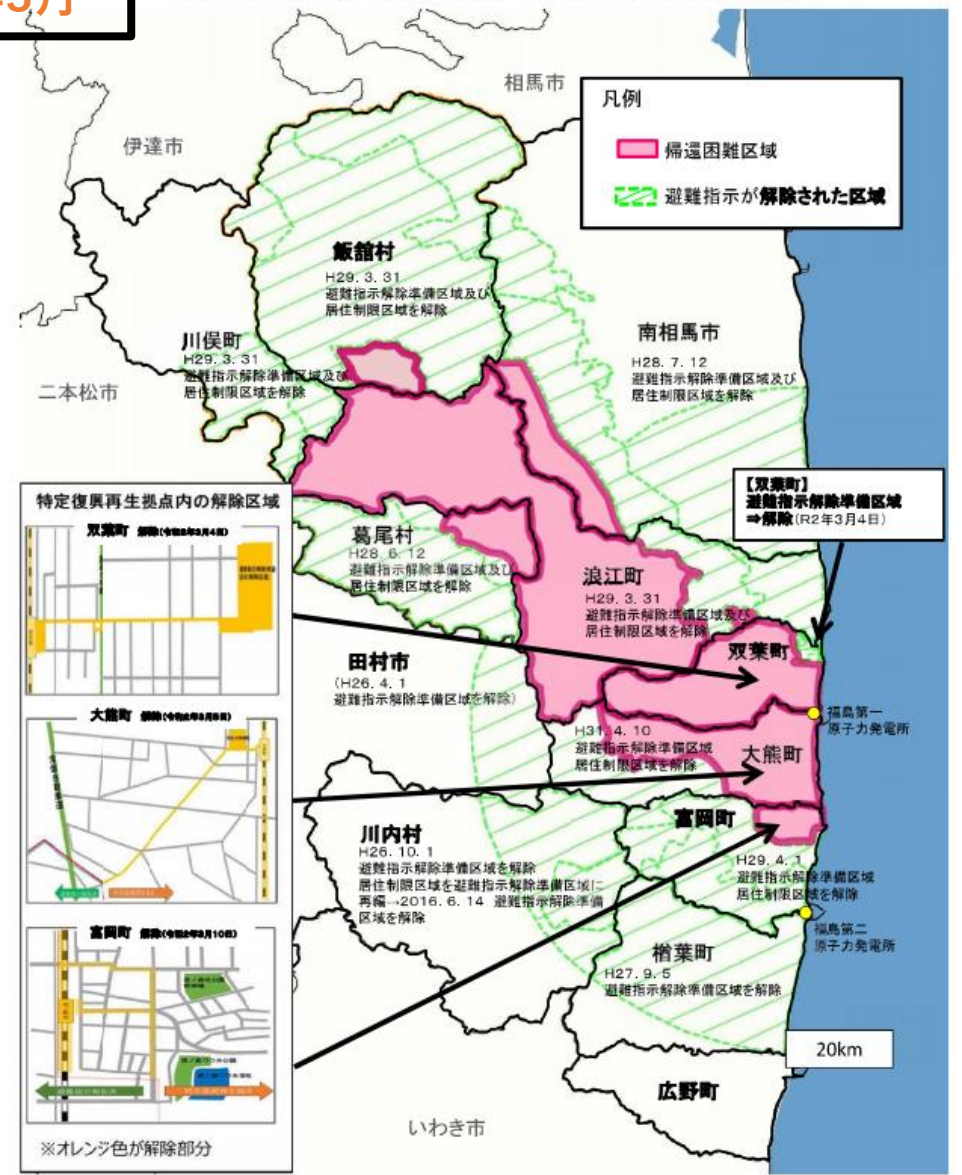
平成25年8月

避難指示区域の概念図
平成25年8月8日～ ○川俣町 区域見直し後



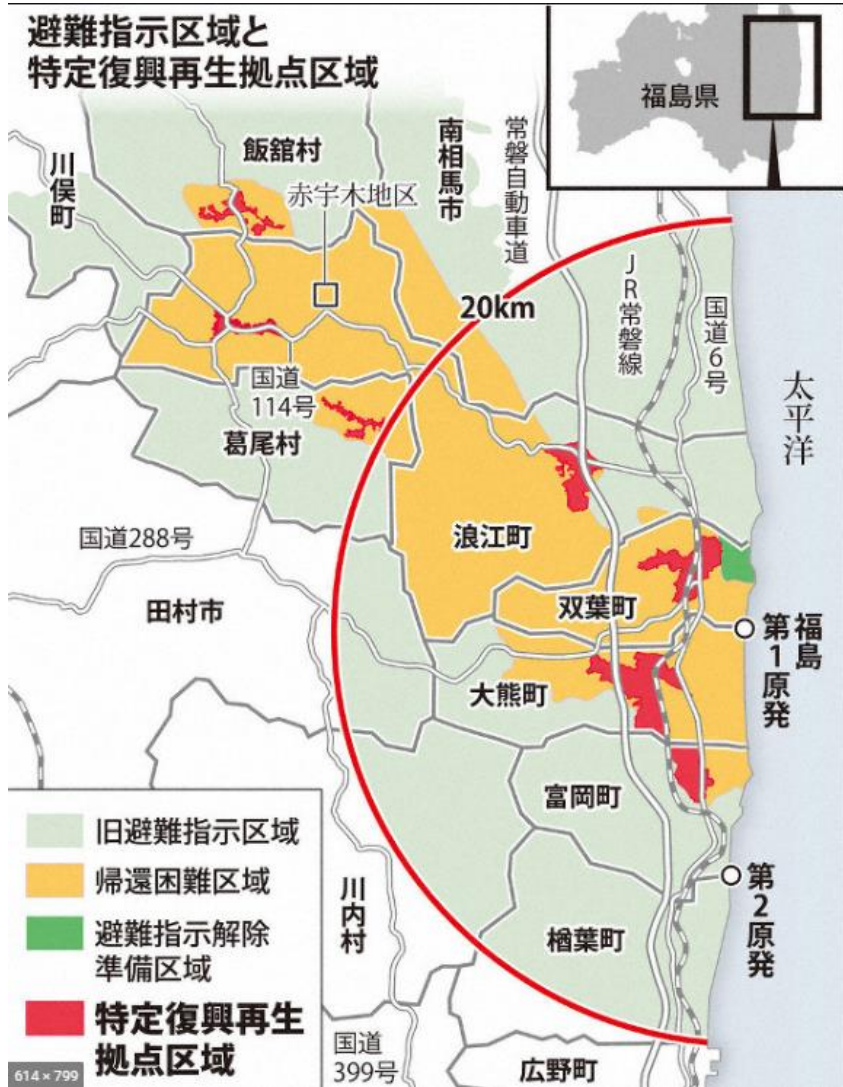
令和2年3月

避難指示区域の概念図
令和2年3月10日時点 双葉町・大熊町・富岡町の避難指示区域の解除後



避難指示区域の推移(2)・・・今後の予定

特定復興拠点再生区域の避難指示解除後の帰還困難区域



毎日新聞より

町村	総面積 (km ²)	避難指示区域面積と総面積との割合 (km ²)	特定復興拠点再生区域面積 (km ²)	特定復興拠点再生区域の避難指示解除の目標	避難指示解除後の帰還困難区域面積と総面積との割合 (km ²)
富岡町	68	8 (12%)	3.9	R5年春頃	4.1 (6%)
大熊町	79	49 (62%)	8.6	R4年春頃まで	40.4 (51%)
双葉町	51	51 (100%)	5.55	R4年春頃	45.4 (89%)
浪江町	223	180 (81%)	6.61	R5年3月	173.4 (78%)
葛尾村	84	16 (19%)	0.95	R4年春頃まで	15.1 (18%)
飯舘村	230	11 (5%)	1.86	R5年春頃	9.1 (4%)

各町村ホームページより

現在 (R2.7末) の町村内居住者数

町村	H23.3.11 人口	R2.7末 人口 (住民登録者)	R2.7末 町村内居住者(割合)
富岡町	15,830	12,514	1,472 (11.8%)
大熊町	11,505	10,290	250 (2.4%)
双葉町	7,100	5,830	0 (0%)
浪江町	21,434	16,888	1,449 (8.6%)
葛尾村	1,567	1,384	421 (30.4%)
飯舘村	6,509	5,349	1,469 (27.5%)

各町村ホームページより

富岡町 特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要

■特定復興拠点区域設定に関する考え方

富岡町では、帰還困難区域全域の再生に向けた第一歩として、震災前の姿やこれまで寄せられたご意見、富岡町災害復興計画(第二次)及び富岡町帰還困難区域再生構想を踏まえて、「特定復興再生拠点区域」を設定しました。

■計画の概要

計画期間	平成35年5月まで
避難指示解除による住民の帰還及び居住開始時期の目標	平成35年春頃 ※JR常磐線及び夜ノ森駅周辺は平成31年度末頃まで
居住人口の目標	約1,600人
事業所数の目標	約50者
営農者数の目標	約10者

■計画の意義・目標

「雇用」、「健康・福祉」、「教育」、「農業」、「交流」をキーワードに富岡町帰還困難区域再生構想で示した「人と桜の共生ゾーン」、「沿道型商業活性化ゾーン」、「農用地活用ゾーン」、「森林再生モデルゾーン」の復興再生を図るために、必要な整備・事業の実施を目指します。

- ▶ **人と桜の共生ゾーン**
 良好な居住地としての機能の再生と桜をはじめとした緑豊かな環境を目指します。
- ▶ **沿道型商業活性化ゾーン**
 既存商業施設の再生や拡充、新たな企業を誘致するための環境を目指します。
- ▶ **農用地活用ゾーン**
 営農再開、農業法人化による新たな農業、イノベーションコオプレーション構想に関連した産業を集積するための環境を目指します。
- ▶ **森林再生モデルゾーン**
 富岡町帰還困難区域再生構想で示した森林再生ゾーンの一部です。

【人と桜の共生イメージ】



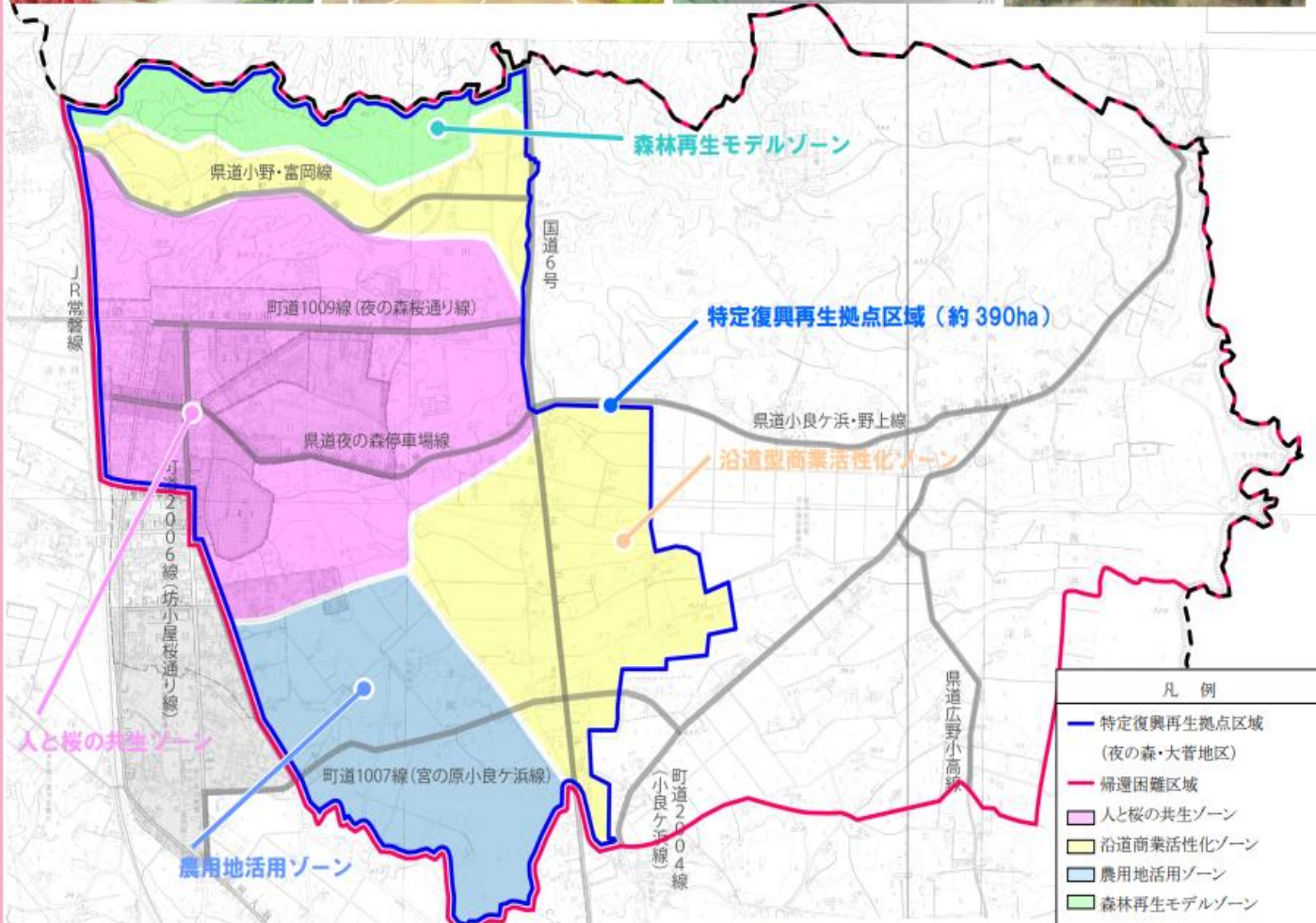
【沿道型商業活性化イメージ】



【農用地活用イメージ】



【森林再生モデルイメージ】



凡例	
 	特定復興再生拠点区域 (夜の森・大菅地区)
 	帰還困難区域
 	人と桜の共生ゾーン
 	沿道商業活性化ゾーン
 	農用地活用ゾーン
 	森林再生モデルゾーン

※凡例の色掛けは、富岡町帰還困難区域再生構想で示した土地利用方針を表す。



富岡町

H30.3.9認定

大熊町 特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要



大熊町

H29.11.10認定

大熊町では、「改正・福島復興再生特別措置法（平成29年5月19日施行）」により新たに設けられた「特定復興再生拠点区域復興再生計画制度」を活用し、**特定復興再生拠点区域（約860ha）を定め、区域内の除染及びインフラ復旧・整備を一体的に進めることにより、概ね5年後までに当該区域の避難指示解除を目指します。**

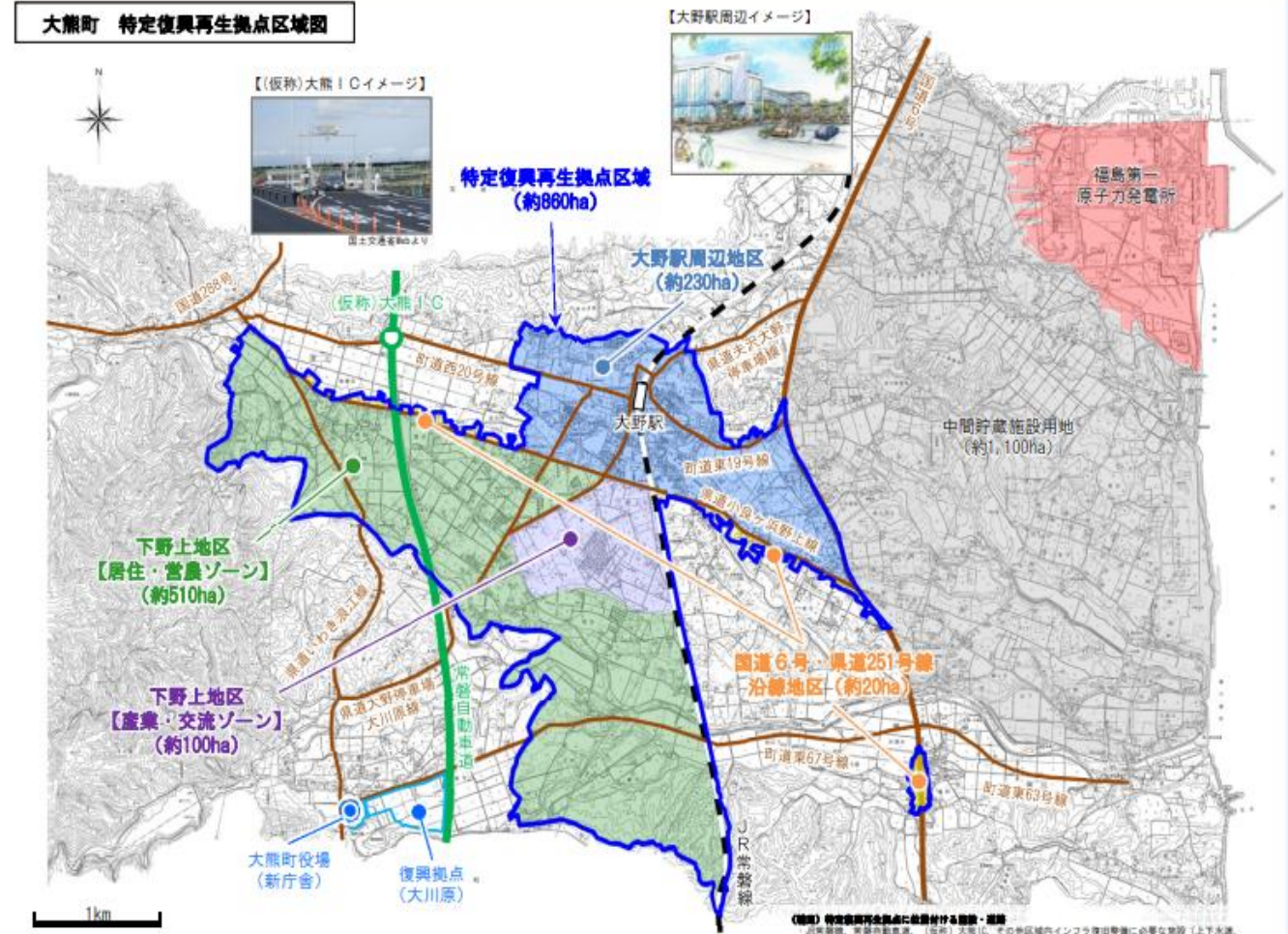
■計画の概要

計画の期間	平成34年9月まで
避難指示解除による住民の帰還及び居住開始時期の目標	平成34年春頃まで ただし、JR常磐線、JR大野駅周辺の一部と居住制限区域の大川原にアクセスする区間等については平成31年度末頃まで
居住人口等の目標（避難指示解除から5年後の目標：平成39年）	約2,600人

- 計画の目標**
- 大熊町土の復興・再生を実現するため、以下の目標のもと、概ね5年程度での避難指示の解除による住民の帰還・住居の開始を目指すとともに、町外からの住民（廃炉事業者等）を受け入れる環境を整備する。
- 生活・社会インフラの復旧・復興及び住環境の整備
 - 企業・研究機関等の誘致及び地元企業の再開
 - 住民のコミュニティ創生及び町外流入者との交流促進
 - 水稲・花卉等の実証栽培及び営農再開に向けた取組

- 主な事業の整備目標**
- 【平成30年度（2018年度）】**
- 常磐自動車道（仮称）大熊IC開設
 - 大熊町新庁舎竣工（大川原地区）
- 【平成31年度（2019年度）】**
- JR常磐線再開、大野駅周辺の一部等の先行エリアの避難指示解除
 - 復興拠点（大川原地区）概成

平成34年春頃までに帰宅困難区域の一部解除、住民の帰還開始を目指す



【凡例】

	特定復興再生拠点区域		福島第一原子力発電所
	大野駅周辺地区		中間貯蔵施設用地
	国道6号・県道251号線沿線地区		復興拠点（大川原地区）
	下野上地区【居住・営農ゾーン】		
	下野上地区【産業・交流ゾーン】		

双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要

「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」に関する 主な事業

平成30年度（2018年度）
以降、順次供用開始



「新たな産業・雇用の場」の整備による
町への人の流れの創出

平成31年度（2019年度）の整備目標



交通インフラの整備と駅周辺等の先行的な
避難指示解除による往来環境の確保

駅周辺等の先行解除

東京オリンピック
パラリンピック

平成32年度（2020年度）の整備目標



情報発信拠点の整備による復興に関する
情報発信と町内交流人口の拡大

※写真はいずれもイメージです。

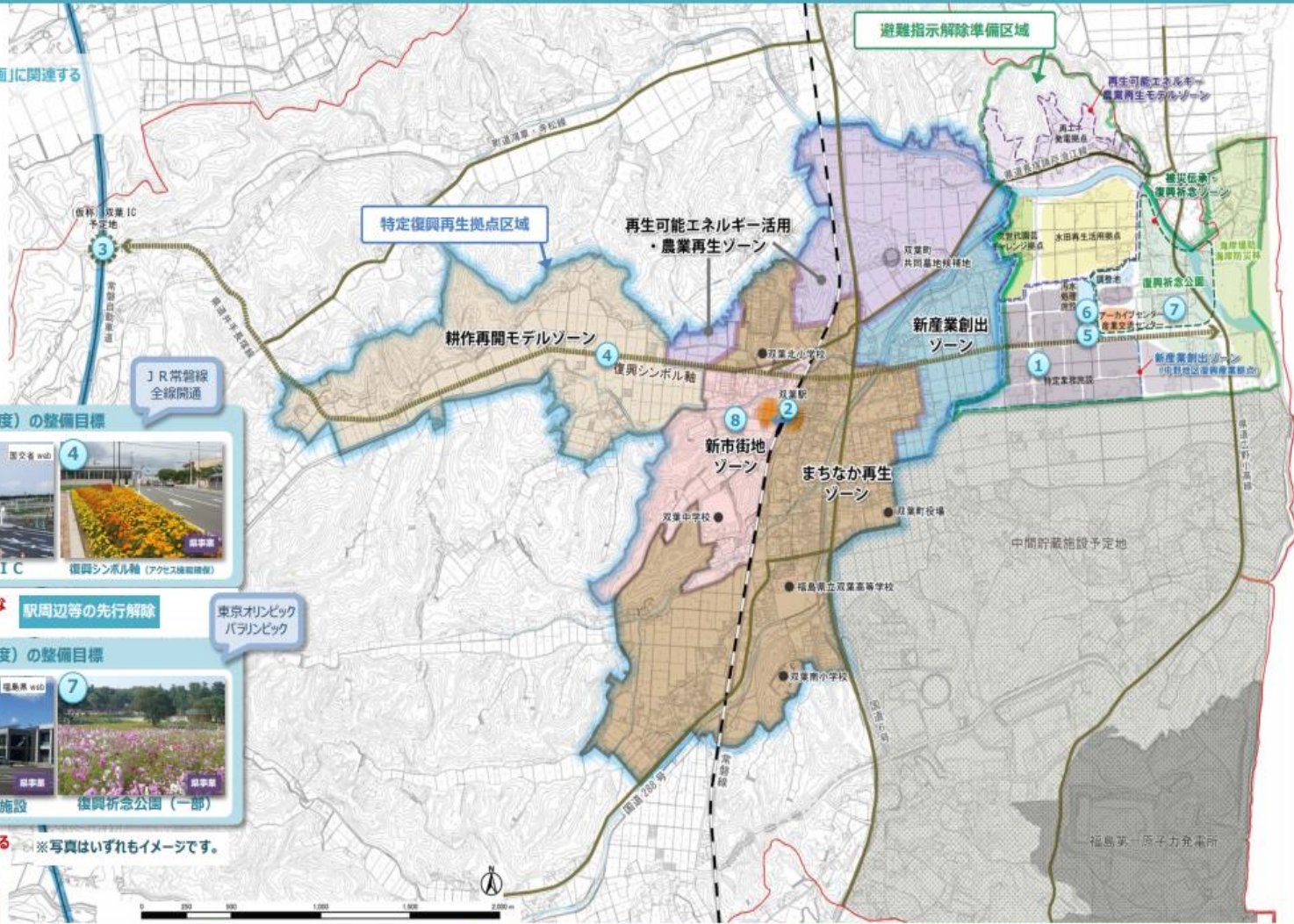
平成33年度（2021年度）の整備目標



「新たな産業・雇用の場」と連携した
「新たな生活の場」の確保・「既成市街地の再生」

特定拠点区域全域の
避難指示解除

平成34年春頃まで
双葉町への帰還開始を目指す



双葉町

H29.9.15認定

- 計画に関する
主な取組
- まちなか交流拠点の再生
 - 営農再開に向けた取組
 - 公共・公益施設の再整備
 - 商業施設等の再整備
 - 生活道路、電気・通信の復旧
 - 上下水道の再整備
 - 空き地・空き家等の活用 等



計画期間	～平成34年8月
避難指示解除の目標	平成31年度末頃まで 避難指示解除準備区域と駅周辺の一部区域の 避難指示解除による立入自由化 平成34年春頃まで 特定拠点全域の避難指示解除による居住開始
避難指示解除から 5年後の居住人口目標	約2000人

広域図（双葉町全域）

浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要(1)

浪江町作成資料

「改正・福島復興再生特別措置法(平成29年5月19日施行)」により新たに設けられた「特定復興再生拠点区域復興再生計画制度」を活用し、帰還困難区域全体の避難指示解除に向けた第1ステージとして、特定復興再生拠点区域(約661ha)を定め、区域内の除染及びインフラ復旧・整備を一体的に進めることにより、概ね5年後までに当該区域の避難指示解除を目指します。

計画の概要

- 期間：国の認定があった日～平成35年(2023年)3月
- 避難指示解除による住民の帰還及び居住開始時期の目標：平成35年3月(ただし早期に整備が完了した区域等から先行する)
- 居住人口等の目標(避難指示解除から5年後(平成40年))：約1,500人

主な事業

- 常磐道浪江IC周辺にパークアンドライド等の物流拠点を整備しつつ、防災倉庫、ヘリポート等を併設し、防災拠点として活用する。
- 復興組合による面的管理や農業法人による大規模営農を視野に入れた、今後の農業の可能性について調査等を行う。調査等の結果を踏まえ、今後の方向性を地元農業事業者と合意した上で、必要に応じ、圃場整備や農業拠点整備等を実施する。
- 居住エリアにおける基礎インフラ整備、有害鳥獣対策の強化等を実施する。住民の交流や防災時の拠点となる施設(集会所、消防屯所等)の復旧、整備を実施する。

除染・解体等の措置

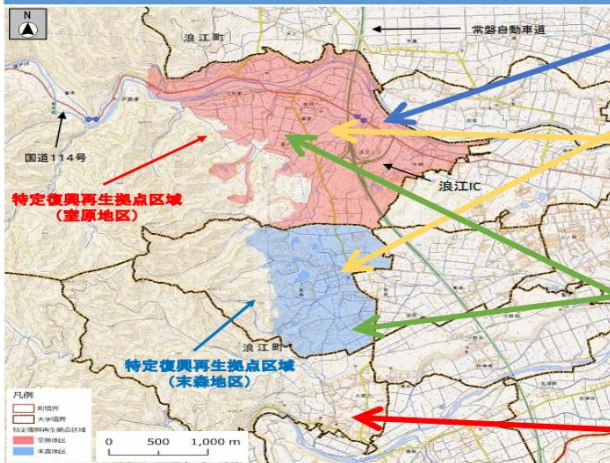
- 拠点における除染・解体は、避難指示解除された区域と同様の手法で実施する。

特定復興再生拠点区域外の事業

- 県道253号の全線復旧
- 避難指示がすでに解除されている区域および特定復興再生拠点区域の防護等の観点から、以下の事業等を実施する。
 - ・請戸川および高瀬川の適切な管理・営農再開や新規営農等に必要の農業水利施設の復旧・整備
 - ・生活用水を確保するため、必要に応じ、既存の取水場を復旧・整備

浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要(2)

- 室原地区：高速道路、幹線道路を中心とした物流・防災の要
- 末森地区：周辺地域との連携による農業再開エリア
- 文化的価値のある施設として、大堀相馬焼の里等の保全・管理等



物流・産業ゾーン/防災ゾーン
 ○常磐道浪江IC付近に停留所、パークアンドライド等を整備等
 ○防災倉庫、ヘリポート等を整備

居住促進ゾーン/交流ゾーン
 ○道路、電気、水等のライフライン整備
 ○有害鳥獣対策の強化
 ○消防屯所や集会所等の整備
 ○駐在所再開に向けた調整(室原のみ) 等

農業再生ゾーン
 ○農地保全・管理のための組合を設立
 ○今後の農業展開の可能性について調査等を実施し、方向性について地元農業事業者と合意形成
 ○農業水利施設の復旧
 ○必要に応じて圃場整備や農業拠点の設置
 ・ライスセンター、育苗施設、倉庫、農機具置場等
 ・畜産関連施設(畜舎、堆肥舎、観光牧場等)
 ○町内外からの通作を進めるための一時滞在施設 等

文化的価値のある施設
 ○大堀相馬焼の里、「陶芸の杜おぼり」を保全・管理
 ○周辺町道等の整備 等

基幹道路および関連する道路(特定復興再生拠点区域として指定)
 ○常磐自動車道、国道114号、県道34号、35号、253号(大字酒井から大字大堀の間)、256号
 ○特定復興再生拠点区域内の全ての町道 ○大堀相馬焼の里周辺等、関連する町道
 ○特定復興再生拠点区域、避難指示を解除した区域、周辺の市町村等にアクセスするのに必要な関連町道 等

浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要(3)

●津島地区：新たなまちづくりと交流エリア整備

居住促進ゾーン/交流ゾーン

- 道路、電気、水等のライフライン整備
- 有害鳥獣対策の強化
- 必要に応じた公営住宅の整備
- つしま活性化センター、津島診療所、津島支所、消防屯所の機能を復旧
- 駐在所再開に向けた調整
- 保育所、小学校、中学校等の整備と地域における活用検討
- 地方暮らしを希望する方向け事業の実現可能性検討
- 津島地区にある8カ所の集会所を特定復興再生拠点として復旧。必要な周辺道路を併せて復旧 等



基幹道路および関連する道路(特定復興再生拠点区域として指定)

- 国道114号、399号、459号
- 特定復興再生拠点区域内の全ての町道
- 特定復興再生拠点区域、避難指示を解除した区域、周辺の市町村等にアクセスするのに必要な関連町道
- 8カ所の集会所にアクセスするのに必要な関連町道 等

農業再生ゾーン

- 農地保全・管理のための組合を設立
- ・今後の農業展開の可能性の調査等を実施し、方向性を地元農業事業者と合意形成
- 農業水利施設の復旧
- 必要に応じて圃場整備や農業拠点の設置
 ・ライスセンター、育苗施設、倉庫、農機具置場等
- 町内外からの通作を進めるための一時滞在施設 等



浪江町

H29.12.22認定



葛尾村 特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要

■ 計画の意義・目標

葛尾村野行地区において「改正・福島復興再生特別措置法（平成29年5月19日施行）」により新たに設けられた「特定復興再生拠点区域復興再生計画制度」を活用し、村の掲げる「エコ・コンパクトビレッジ」の理念のもと、特定復興再生拠点区域を定め、～自然と共存し、一人ひとりの笑顔がみえる持続可能なふるさと「かつらお」～の実現を目指す。

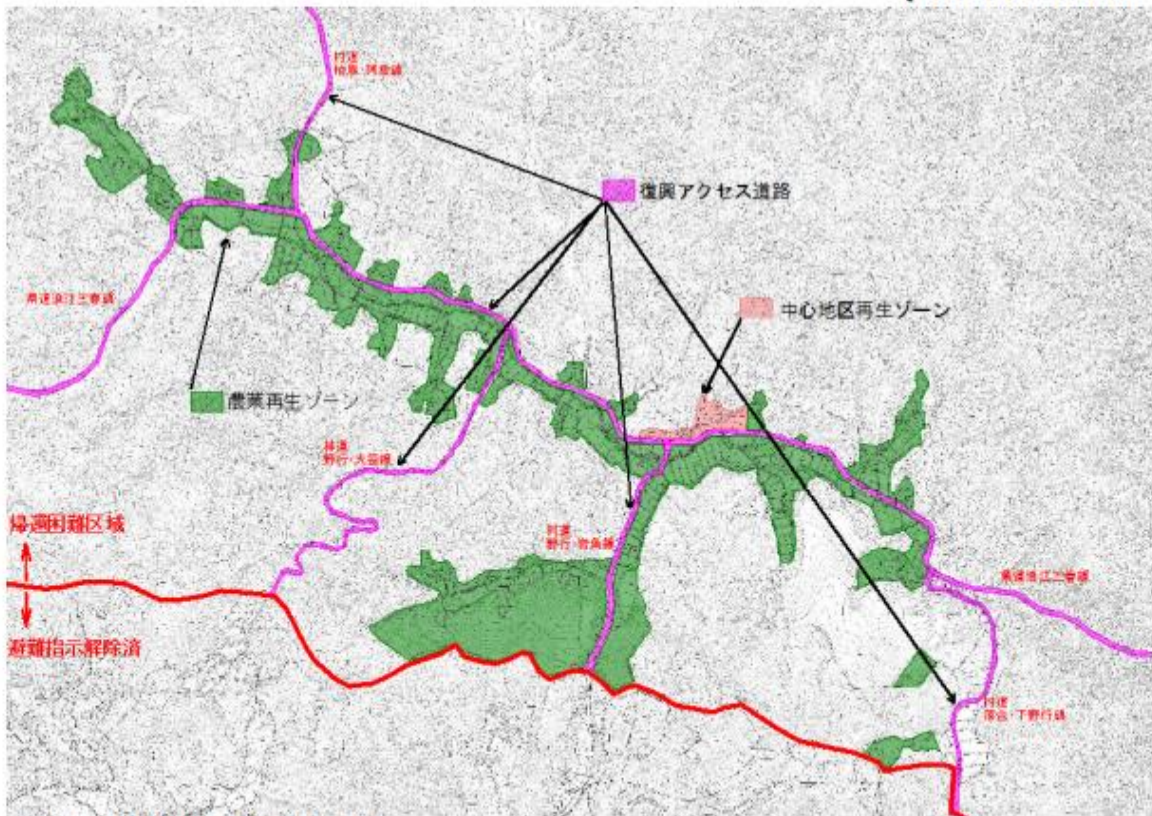
■ 計画の概要

計画の期間	平成34年9月末まで
解除目標	平成34年春頃
居住人口目標	約80人



■ 特定復興再生拠点区域図、区域内の土地利用

(面積：約95ha)



<特定復興再生拠点区域に含まれる施設>
区域内インフラ復旧整備に必要な施設（電気通信、農業水利施設等）、県道浪江三春線、村道柏原阿掛線、林道野行大笹線、村道野行岩角線、村道落合下野行線、防災拠点

■ 事業内容

○ 中心地区再生ゾーン

- 集会所など地域の人々の交流拠点を整備し、コミュニティの維持・継続に繋げる。

○ 農業再生ゾーン

- 農用地等の利用環境を復旧・整備し、震災前の村の中心産業であった農業、畜産の再生を図る。

■ 広域図



葛尾村

H30.5.11認定

飯舘村 特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要



■計画の意義・目標

飯舘村長泥地区において、「改正・福島復興再生特別措置法(平成29年5月19日施行)」により新たに設けられた「特定復興再生拠点区域復興再生計画制度」を活用し、村の掲げる「ネットワーク型の新しいむらづくり」の理念のもと、特定復興再生拠点区域(約186ha)を定め、「地域住民が生き生きと暮らし、絆をつなげる拠点」「次世代に長泥の歴史をつなげる拠点」を目指す。

■計画の概要

計画の期間	平成35年5月まで
解除目標	平成35年春頃 (整備ができた箇所から先行解除)
居住人口目標	約180人

■事業内容

○居住促進ゾーン

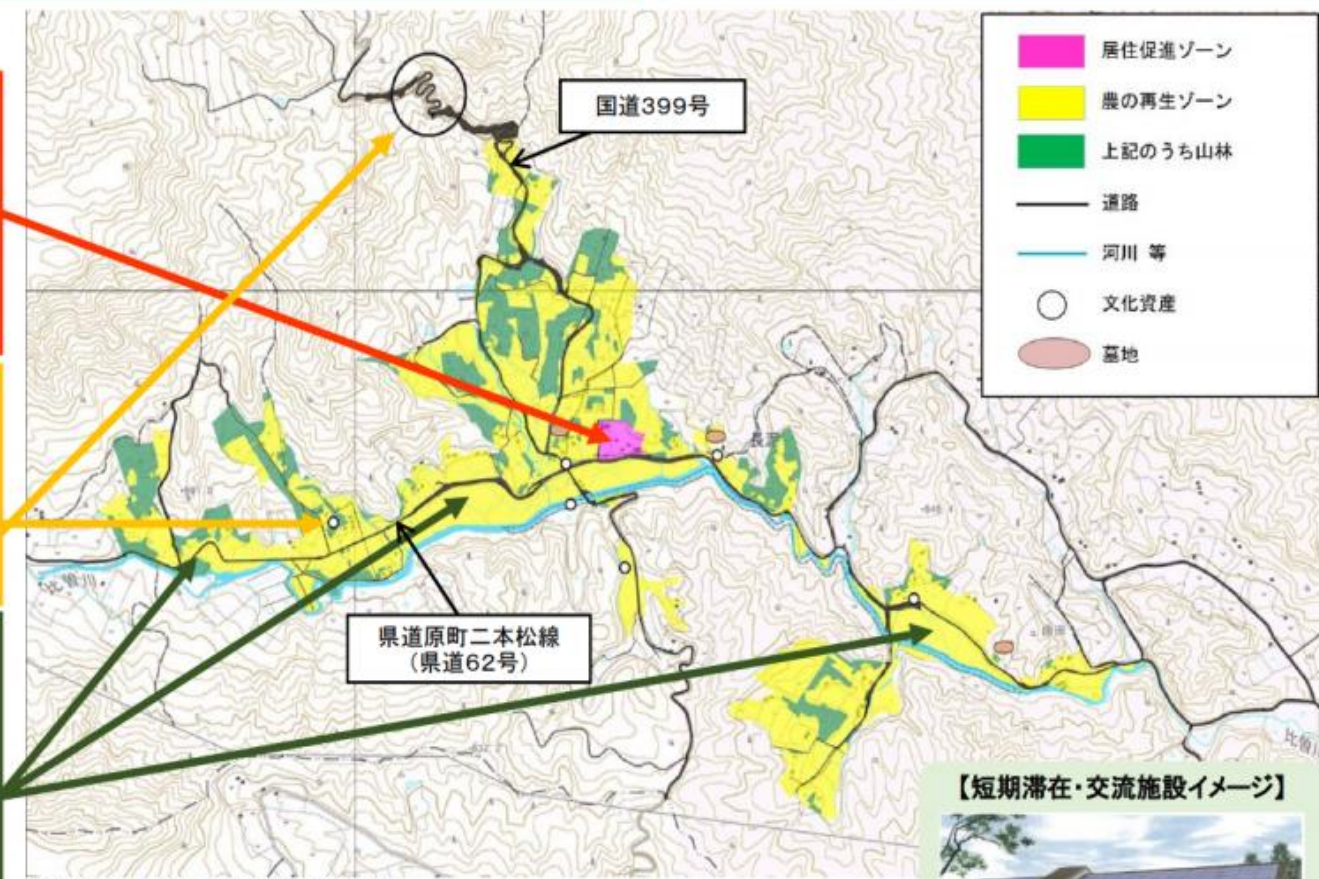
- ▶ 村営住宅、短期滞在・交流施設を整備し、住民の帰還・居住に向けた活動拠点とする。
- ▶ 多目的広場を整備し、地区住民間及び世代間の交流の場とする。

○文化・交流拠点

- ▶ 白鳥神社周辺や桜並木など、区域内の文化資産を整備・再生し、地域の歴史・文化の保存と、地域コミュニティの維持・継承に繋げる。

○農の再生ゾーン

- ▶ 農用地等の利用環境を整備し、「農」による生きがいの再生、なりわいの再生を推進する。
- ▶ 安全性を実証し、再生資材及び覆土を活用した農用地等の造成を行う。
- ▶ 村振興公社が農用地等を活用して、新たな作物への転換や大規模化を図る。



【短期滞在・交流施設イメージ】



<特定復興再生拠点区域に含まれる施設>
 ・国道399号(帰還困難区域全区間)、県道原町二本松線(県道62号)(帰還困難区域全区間)、村道(曲田線、下曲田線、曲田菅沼線、曲田向線、長泥1号線、長泥2号線、長泥金華山線、寛行線)
 ・長泥の桜並木など文化資産、共同墓地

飯舘村

H30.4.20認定

特定復興再生拠点区域の整備状況（2020年7月1日時点）

特定復興再生拠点区域における主な事業の進捗状況	
双葉町 2017.9.15認定	避難指示解除 ○JR常磐線双葉駅周辺の一部区域：2020.3.4解除
	解体・除染 ○復興シンボル軸【県道井手長塚線】等(解体28件、除染約7ha)：2017.12.25着工 ○駅東地区等(解体383件、除染約90ha)：2018.2.13着工 ○羽鳥地区等(解体200件、除染約120ha)：2019.5.8着工 ※駅西地区(約40ha)：先行除染済
	施設整備等 ○常磐自動車道常磐双葉インターチェンジ：2017.6.17着工、2020.3.7開通 ○双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設 ：2018.3.30都市計画決定、2018.7.31一部事業認可、2019.10.1着工 ○JR常磐線双葉駅：2018.8.6着工、2020.3.14開業
大熊町 2017.11.10認定	避難指示解除 ○JR常磐線大野駅周辺等の一部区域：2020.3.5解除
	解体・除染 ○下野上西地区等(解体378件、除染約160ha)：2018.3.9着工 ○駅周辺西地区、国道6号沿線、下野上南地区等(解体650件、除染約320ha)：2019.2.28着工 ※下野上周辺地区の一部(約147ha)：先行除染済
	施設整備等 ○常磐自動車道大熊インターチェンジ：2017.6.17着工、2019.3.31開通
浪江町 2017.12.22認定	解体・除染 ○津島地区の一部(除染約4ha)：2018.5.30着工、完了 ○津島・室原・末森の3地区の一部(解体281件、除染約410ha)：2018.8.6着工
富岡町 2018.3.9認定	避難指示解除 ○JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域：2020.3.10解除
	解体・除染 ○夜ノ森駅周辺(除染約0.3ha)：2018.7.6着工、完了 ○拠点北地区等(解体164件、除染約80ha)：2018.8.10着工 ○拠点南地区等(解体500件、除染約112ha)：2019.8.8着工 ※夜ノ森地区の一部(約44ha)：先行除染済
	施設整備等 ○JR常磐線夜ノ森駅：2019.4.4着工、2020.3.14開業
飯舘村 2018.4.20認定	解体・除染 ○居住促進ゾーン等(解体21件、除染約30ha)：2018.9.28着工 ○国道東側地区等(解体51件、除染約28ha)：2019.5.10着工 ○国道西側地区等(解体2件、除染約61ha)：2020.4.21着工
	施設整備等 ○環境再生事業：除去土壌再生利用技術等実証事業実施中
葛尾村 2018.5.11認定	解体・除染 ○野行地区(解体33件、除染対象全域)：2018.11.20着工